**「福利厚生」について**

**№１**

それでは「福利厚生」についての説明に入ります。

公立学校共済組合や高知県教職員互助会は、組合員や会員と、そのご家族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、 私たちの掛金と地方公共団体等の負担金によって運営されています。

この目的を達成するために、病気治療、結婚、出産、災害等の短期給付や、退職後の生活安定のための年金等の長期給付、そして健康管理のための人間ドック等の福利厚生事業を行っています。

今日はこれらのことについて先生方に理解を深めていただきたいと思い、「福利厚生」についての研修を計画しました。

たくさんの事業がありますので全てをご紹介することはできませんが、一人の職員が採用されてから退職するまでに、どのような福利厚生を受けられるのか、一緒に見て行きましょう。

**№２**

●四万十花子先生は、4月1日に教員として採用されました。3月までは学生で収入がなかったため、父親の健康保険の被扶養者になっていましたが、4月からは

●医療保険制度にも自分で加入することになります。

●それが「共済組合」です。

父親の会社で被扶養者から除外してもらうと同時に、共済組合へ資格取得の届出をして

●「共済組合員証」を発行してもらいました。これが俗に言う「保険証」にあたるものです。

医療機関を受診するときにはこの「共済組合員証」を提示することで、医療費の負担が3割で済み、残りの7割は共済組合が負担してくれます。

またこの「共済組合員証」は、共済組合員としての資格を証明するものでもありますので、

紛失することなどないよう大切に保管しましょう。共済組合の組合員になると同時に、

●互助会へも加入することができます。

互助会は医療費給付の補助や、各種祝金・お見舞い金などの給付を行う教職員相互の扶助制度で、加入は強制ではありませんが、１００％に近い加入率だと聞いています。

四万十先生も加入申込書を提出し、互助会に加入しました。

**№３**

●４年目を迎えた春のこと、人間ドックについての回覧文書が回ってきました。「若い自分には関係ないし・・」とざっと目を通していると、

●婦人検診は25歳以上が対象とあり驚きました。先輩の黒潮先生から「検診は若いうちから受けておいた方が良いよ」と勧められ、一緒に申し込むことにしました。

●35歳になると人間ドックや脳ドックも受けられるようになります。潜在する生活習慣病等を早期に発見し、健康の保持増進を図るためにも、すすんで検診を受けましょう。

ちなみにこの人間ドック事業についても互助会から検診料が補助されています。

例えば現在、

●1日人間ドックの自己負担金は7,000円ですが、互助会から12,100円補助されているため、互助会に未加入の方の自己負担額はこの補助額を加えた19,100円になります。

その他の1泊ドック・婦人検診・脳ドックについても、互助会から検診補助があるため

互助会員の自己負担は少なくなっています。

**№４**

●ところで四万十先生は、親から譲り受けた車を通勤に使っていましたが、古くなったこともあり燃費の良い車への買い替えを考えるようになりました。

しかし、先立つものが・・・そこで、共済組合の貸付けを受けることにしました。

このように物品等の購入などで

●臨時に資金を必要とする場合には、

●貸付制度があり、一般貸付けで200万円まで借りることができます。

●他にも住宅貸付けや教育貸付け、結婚貸付け等色々な種類の貸付けがあり、それぞれ貸付限度額や償還回数が決まっています。

生活費や借金の返済のための借入れはできませんが、何か臨時に資金を必要とする事情があった時、共済貸付を選択肢の一つとして考えてみてはどうでしょう。

**№５**

●さて、ある日学校の回覧の中に、

●「共済組合の健康管理講座」という案内文書がありました。健康について学べる充実した内容の講演等に加えて、美味しそうなランチまでついて、参加費はたったの500円です！すぐに同期採用の友だちを誘って申し込みました。

●健康管理講座以外にも、食生活の見直し等を目的としたカルチャー教室や、展覧会・コンサートなどの芸術鑑賞補助事業、共済組合の施設の宿泊補助などもあります。

これらを利用しない手はありません。案内文書等はしっかりチェックしましょう。

**№６**

●それから共済組合の事業をしっかりチェックしていた四万十先生は、年末に開催された「‘楽しいディナーバイキングと素敵な出会いの場’三共済組合員の交流パーティー」にも参加。そこで本当に‘素敵な出会い’がありました。

同じ教師で熱心に教育を語る彼に惹かれ、芸術鑑賞等でデートを重ね、やがてめでたく結婚の運びとなりました。

●互助会員が結婚したら、互助会から20,000円の祝金が支給されます。

●夫婦とも会員だったらもちろん２人とももらえます。平成2７年3月までは共済組合からも手当金が支給されていたのですが、そちらは廃止となってしまい残念です。

**№７**

●結婚して2年、待望の赤ちゃんを授かりました。今は産休中から、

●共済組合の掛金を免除してもらえる制度があります。また育休中は共済組合だけでなく

●互助会の掛金も免除されるのでとても助かります。

●出産には多額の費用がかかりますが、共済組合の「出産費等の直接支払制度」を利用すると、共済組合から医療機関に直接出産費用の支払いをしてくれます。

共済組合から支給される出産費はお子さん1人につき通常4２万円ですが、出産費用がそれほどかからなかった場合には、差額がご本人に支給されます。

●また出産費附加金として、お子さん1人につき50,000円も支給されます。

●その他に、共済組合から保育用品等の補助、

●互助会からお子さん1人につき20,000円の出産祝金の支給もあります。

なお、補足ですが、

●出産費・家族出産費及び附加金と保育用品等の補助については、本人または被扶養者が出産する場合に該当、

●互助会の出産祝金は、本人又は配偶者が出産する場合に該当し、夫婦とも会員であれば双方に支給されます。

**№８**

●扶養に関しては第1子なので、所得の多い夫の方で扶養手当、共済組合の被扶養者認定とも手続きを行います。

●共済組合被扶養者の認定は、30日以内に申請しないと出生の日からの認定になりません。早めに手続きをしましょう。

●ちなみに扶養手当の方はさらに短く、15日以内の申請が必要です。今回の説明とはちょっと別の話ですが、大切な部分なので覚えておきましょう。また、認定の申請だけでなく、

●被扶養者の収入が増えたり、他の健康保険の被保険者になるなどして被扶養者の要件を

欠くことになった場合の認定取消の手続きも、抜かりなく速やかに行うように気を付けてください。

**№９**

●育児休業中は給料が支払われませんが、

●共済組合から育児休業手当金が支給されます。育児休業開始から180日間は１日あたり給料日額の67/100×1.25、181日目からお子さんが1歳になるまでは給料日額の50/100×1.25です。

給付には上限額がありますし、月によって支給対象となる日数が違うので一概には言えませんが、月額にして給料の6割～8割の手当金が支給されることになります。大変ありがたい制度ですね。育児休業だけでなく、

●介護休暇や病気休職等で無給になった時にも、手当金の支給があります。

ただし、それぞれ支給要件等がありますので、詳しくは文書などでご確認ください。

**№１０**

●月日は流れ、お子さんが小学校入学の年になりました。

●互助会員の子が小学校に入学したときには、互助会から入学祝金10,000円が支給されます。

●夫婦とも会員であれば双方に支給されますので、請求の抜かりがないようにしましょう。

**№１１**

●また、ちょうどその年に40歳の誕生日を迎える四万十先生は、

●互助会のリフレッシュ助成事業で20,000円分の旅行券をもらえるということで手続きをしました。

結婚10周年の記念の年でもあるので、冬休みに旅行でも計画しようかと考えています。

ちなみに

●50歳の誕生日の年には30,000円分の旅行券がもらえます。まだ先の話ですが、結婚20周年の記念旅行に使えるでしょうか。なお、互助会の厚生事業には、他にも､

●海外の日本人学校等へ派遣された教職員への助成や、先にも出てきましたが人間ドックの検診補助、広報誌等の配付があります。

**№１２**

●ある夏のこと、数十年に一度と言われる大きな規模の台風が襲来しました。近くを流れる川が氾濫し、四万十先生の家は床上浸水してしまいました。 幸い家族にけがなどはなく、家具家電なども早めに2階へ移動させていたので無事でしたが、以前にスモールステップで災害見舞金について書かれていたことを思い出し、一応現場の写真を撮っておきました。

その後共済組合の現場調査なども受け、床上３０cm以上の浸水ということで、

●共済組合から災害見舞金を受けられることになりました。このように、

●組合員又は被扶養者の住居や家財が非常災害によって1/3以上の損害を受けたとき、 または床上３０ｃｍ以上の浸水被害に遭ったとき、 災害の程度に応じて共済組合から災害見舞金が支給されます。また、共済組合の災害見舞金支給対象になると、

●同時に互助会からも10,000円の見舞金が支給されます。

●不幸にも、非常災害によって組合員や被扶養者の方がお亡くなりになってしまった場合には、弔慰金も支給されます。

**№１３**

●それからしばらくして、入院加療中だった父親が亡くなってしまいました。

●長期の入院だったので治療費もかさみましたが、共済組合に申請して「限度額適用認定証」の交付を受けていたため、月々の支払いは高額療養費の自己負担額までで済みました。この「限度額適用認定証」を使用しないと、後日高額療養費としてかえってくるとは言え、いったん多額の療養費を窓口で支払わないといけなくなるので、この制度は大変助かりました。

●父親は四万十先生の扶養に入っていましたので、被扶養者取消の手続きを行い、被扶養者証を返納しました。

●また、被扶養者の死亡の際は、家族埋葬料50,000円と家族埋葬料附加金25,000円も支給されるとのことで、その請求も行いました。

●あわせて、互助会からも死亡弔慰金が支給されます。被扶養者の場合は20,000円です。また、こちらの互助会の死亡弔慰金については、被扶養者でない父母であっても要件を満たせば支給されるとのことで、夫の方でも手続きをして、20,000円の死亡弔慰金を受け取りました。

**№14**

●順風満帆とは言えなかったかも知れませんが、四万十先生ご夫婦は結婚25周年、銀婚を迎えました。

●そのお祝いとして互助会から銀婚祝金が20,000円支給されます。

●夫婦とも会員の場合は双方に支給されるので、それぞれの職場で手続きを行いました。

入籍した日はご本人でなければわからないものです。請求期間は3年間で、それを過ぎると無効になってしまいますので、必ず申し出ていただきますようお願いします。

**№１５**

●さて５０代半ばを過ぎた四万十先生は、定年を待たず早めに退職したいと考えていますが、再就職等は考えていないので退職後の生活が少し心配です。退職金がどのくらいあるのか早めに知りたいと思い調べていると、

●高知県教育委員会教職員・福利課のＨＰに「退職手当説明資料」がありました。計算方法は意外と簡単で、退職金のおよその額を自分で算出することができましたが、県教委へ仮計算を申し込むこともできます。年金についてはたびたび制度の改正もあり、大変複雑で、自力で簡単には調べられそうにありません。そこで先輩に相談すると、

●「地共済年金情報Ｗｅｂサイト」という便利なものがあることを教えてもらいました。

このサイトでは、年金の加入記録や将来の退職共済年金の見込額等が調べられるとのこと。

しかし残念なことに、

●平成27年10月からの被用者年金一元化に向けて、現在このサイトは停止しています。

新たなサービスを準備中とのことで、そちらの詳細が決まり次第、

●共済組合ＨＰ等で案内があるようなので、アンテナをはっておきたいと思います。

**№１６**

●いよいよ退職の日が近付いてきました。どんな手続きが必要なのか不安に思っていましたが、

●事前に説明会が開催され、そこで様々な手続きについての説明を受けられたので安心しました。あとはそれぞれの書類をしっかり仕上げて、提出期限までにきちんと提出するようにしなければなりません。

●互助会からも退職慰労金が給付されるとのことですが、３０年あまり勤めたのにたったの10,000円ということで、少しがっかりしました。

**№１７**

●退職すると、フルタイムの再任用職員となる場合を除いて

●共済組合員の資格を喪失します。すると今までのように、共済組合員証を使って医療給付を受けることができなくなるため、

●①任意継続組合員制度へ加入する、②国民健康保険へ加入する、③家族の加入する健康保険の被扶養者となる、の３つの中から選択することになります。

なお、再就職する場合は、再就職先の健康保険が適用されれば加入し、適用しなければ、この３つの中からの選択となります。

四万十先生の場合は、年金の受給はまだまだ先ですし、再就職する予定もなく収入がなくなることから、４月以降も現職を続ける夫の扶養に入ることにしました。

●共済組合員証は３月末で返納し、４月早々に夫の被扶養者として認定申請を行う予定です。

**№１８**

●これで四万十先生の現役生活は終了です。

●様々な場面で、共済組合や互助会の福利厚生制度を受けられることがおわかりになったでしょうか？ また退職後の生活でも、年金の受給等に関して共済組合とのつながりはずっと続いて行きます。

共済組合の任意継続組合員や、退職互助部の特別会員になるなどして、現役中と同じような福利厚生制度が続く場合もあります。

説明の中でも言いましたが、ご本人でないとわからないこともたくさんあります。せっかくの制度を利用し損なわないよう、また逆に、被扶養者資格を欠いているのに除外が抜かるなどの不適切な処理のないよう、十分気をつけましょう。

**№１９**

●今回の説明の内容はあくまで現時点のもので、今後内容の見直しや廃止等も考えられます。また、お話しした内容全てが全員の方に該当するとは限りませんので、その点ご理解ください。また細かな要件等についても省略していますので、

●実際なにか該当があった時には文書等でよくご確認ください。

●共済組合から届く「共済フォーラム」や「福利高知」には、様々な情報がわかりやすく掲載されています。お手元に届いた際にはぜひ、ご自宅へ持ち帰ってゆっくりご覧になってください。

**№２０**

●また、職場で必ず見かけたことがあるこのポスター、共済組合からは毎年、年度当初に

●このようなポスターが学校へ送付されます。共済組合や互助会の事業の紹介や、給付の種類ごとの詳しい説明等が載っていますので、お時間のあるときに是非ご覧になってください。

**№２１**

●そして、四万十町学校事務の手引きＨＰにも福利厚生に関する様々な情報が載っています。メニューの

●‘学校事務の手引き’の‘福利厚生’のページや、

●‘共済組合・互助会様式集’、

●‘ＬＩＮＫ’からは共済組合や互助会のＨＰも見れるようになっています。ご利用ください。

**№２２**

●以上で「福利厚生」についての研修を終わります。

●ありがとうございました。